

令和 7 年度第 2 回滝川警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和 7 年 9 月 16 日 (火) 午後 3 時 00 分から午後 4 時 20 分まで

2 開催場所

滝川警察署 3 階大会議室

3 出席者

(1) 協議会委員(定員 8 名、出席 8 名)

会 長	川 原 正 敬
副 会 長	水 谷 壽 子
委 員	鈴 木 親 則
	中 野 和 美
	大 滝 裕 慈
	林 桂 子
	岩 船 浩 之
	三 原 新

(2) 滝川警察署(7 名)

署 長	小 松 孝 浩
副 署 長	岸 上 剛 士
分庁舎所長	竹 中 伸 一
刑事・生活安全官	高 岡 忍
地域・交通官	石 坂 勇 吉
警 務 課 長	岩 村 孝 博
地 域 課 長	松 村 好 洋

4 会議内容

(1) 会長挨拶

(2) 署長挨拶

管内概況説明(事件・事故の発生状況。特殊詐欺事件の発生と検挙について。)

(3) 前回提言への対応について

(4) 協議事項

ア 特殊詐欺事件の実態について

イ ヒグマの生態と被害防止について

(5) 質疑応答

5 前回提言への対応について

(1) 交通死亡事故を風化させないための活動について

自治体に対する死亡事故現場への看板設置を働きかけた。

(2) ラジオやテレビを見ない世代など、より多くの人に向けた情報発信方法について

当署員が Y o u T u b e 動画を作成し、北海道警察公式 Y o u T u b e チャンネルに掲載した。

(3) 各企業における従業員に対する飲酒運転防止の指導促進について

企業・団体・施設・官公署において、交通安全講話を行った。

各企業の飲酒運転事故防止に対する意識の高さを感じており、従業員への指導が徹底されていることを感じている。

引き続き、各企業等へ赴いての交通安全講話を継続し、個人の意識に浸透させていく。

- (4) スマートフォンを見ながら運転する人への指導について
交通課員、地域課員が、交通指導取締りを実施した。
交通安全講話を行い、スマートフォンを見ながらの運転が人命に関わる大事故につながる危険性があることを広報した。
- (5) 警察署統合後の事件事故への迅速な対応に関する説明について
統合により、当直体制が充実し、夜間・休日の初動体制の早期確立が図られる。
管轄区域は広域化するが、分庁舎を拠点に、自動車警ら係、交番・駐在所により、これまで同様、迅速な初動対応が可能となる。
警察署の各係の体制が強化され、事案対応力の強化や捜査力の向上等が図られる。
小規模署の人員でまかなっていた事件事故を、大規模署としての特性を生かして、瞬時に大量動員して事案に即応することが可能になる。
警察相談窓口、交通窓口、猟銃の所持等に関する申請窓口は継続して設置するため、対応に対する変化はない。
道民意見提出手続（パブリックコメント）などを踏まえ、市民の方から寄せられた要望への対応策を実施している。（猟銃への対応など）
- (6) 金融機関において特殊詐欺被害が疑われる来客の振り込みを阻止する場合、警察の協力を依頼したい
金融機関からの連絡により、警察官が現場臨場し、特殊詐欺被害を阻止している。
金融機関の現場職員に対しても、何でも遠慮なく連絡するようお願いしている。
今後も、これまで同様、金融機関と連携協力して、特殊詐欺被害を防止していく。
- (7) 配送業者の「置き配」が増加し盗難等が危惧されることについて
同意見について、警察本部生活安全企画課に対し、情報提供した。
警察庁では、宅配業者を装った詐欺や強盗等の犯罪による被害抑止のため、非対面での受取を推奨しており、その対策の一環として、宅配ボックスの設置を推奨しているため、当署としてもこれを推奨していく。

6 協議事項等に関する質疑応答等

(1) 特殊詐欺事件の実態について

【委 員】

警察官を装い警察手帳を呈示する特殊詐欺事件の発生について説明を受けたが、警察官はどのようなときに警察手帳を見せるのか。

【警 察】

警察官は、職務の執行に当たり、警察官であることを示す必要があるときは、警察手帳を呈示しなければならないと「警察手帳規則」に定められています。

相手方から身分証の呈示を求められた場合は呈示しなければなりませんし、捜査するときに警察官であることを示すために呈示しています。

【委 員】

以前は、税務署を語る詐欺などが多かったが、最近は、滝川市でも地元信金を名乗る手口が発生している。

金融機関に勤める者として、詐欺事件があった場合は、警察に協力願いたい。

【警 察】

金融機関と協力し、特殊詐欺の被害を防止すると共に、事件が発生した場合は検挙してまいります。

【委 員】

地元で高齢者の集会があるので、特殊詐欺事件の講話を行って欲しい。

【警 察】

特殊詐欺被害防止の講話について手配いたします。

(2) ヒグマの生態と被害防止について

【委 員】

昨年はドングリがたくさん落ちていた場所でも、今年はほとんど落ちていない状況であり、上砂川のパークゴルフ場に熊が出没したため閉鎖となっている。

【警 察】

今年は、山の実なりが悪く、熊が出没する原因になっていると考えられます。

【委 員】

歌志内の方で大きな音がすると上砂川で熊が出るのはなぜか。

【警 察】

熊が移動する理由は、狩猟から逃げる、餌を求めるなどの理由がありますが、個々の熊が移動する理由については特定できません。

【委 員】

警察と猟友会が協同してヒグマ対策を実施することはあるのか。

【警 察】

実際に出没した熊に対する事例はないが、昨年、滝川警察署と猟友会と町が合同で訓練を行っています。

【委 員】

川釣りをするのは熊が出没するので危険ではないだろうか。

【警 察】

熊は、川辺の植物を食べに来るので、ラジオやインターネットで熊の出没情報に注意し、熊が出没するところには行かないでほしい。

【委 員】

本年は、昨年は出没しなかった小学校付近等にも、熊が出没している。

【警 察】

警察では、自治体から小学校の登下校等に関する情報を頂き、パトロール、登下校時間帯の警戒などを行っています。

【委 員】

熊の行動距離は、どのくらいか。

【警 察】

熊は、1日あたり、10kmの距離を移動した記録があると聞いております。

道東で獣害を起こしたヒグマの「OS018」は、かなり広い範囲を移動していたと聞いています。

【委 員】

住民に近い場所で、熊が出没しているのはどこか。

【警 察】

砂川市の北光公園などで熊が出没しております。

【委 員】

新十津川町役場の付近でも熊が出ていると聞いています。

(3) その他

【委 員】

帰宅後の時間帯に、自宅周辺の歩道をウォーキングしていると、街路樹の葉（ひこばえ）が生い茂っていて頭に当たり、また、そこに人が潜んでいても分からないため、車道に出て歩いているが、何とかならないか。

【警 察】

街路樹の剪定を行うのは道路管理者であるが、実態について調査いたします。

以 上

議 長

㊟

委 員

㊟